

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	介護保険に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
東三河広域連合は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施することを宣言する。	
特記事項	—

評価実施機関名
東三河広域連合長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】
公表日
令和6年10月30日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の内容 ※	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)及びその他関係法令等に基づき、以下の事務を実施する。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表100の項の規定に基づき、以下の事務において個人番号を取り扱う。 (1)介護保険法による被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ☐被保険者に係る届出の受理 ☐届出に係る事実についての審査 ☐届出に対する応答に関する事務 (2)介護保険法による被保険者証又は認定証に関する事務(前号及び次号に掲げるものを除く。) ☐被保険者証に関する事務 ☐認定証に関する事務 (3)介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付に関する事務 ☐介護給付の支給に関する事務 ☐予防給付の支給に関する事務 (4)介護保険法第二十七条第一項の要介護認定、同法第二十八条第二項の要介護更新認定又は同法第二十九条第一項の要介護状態区分の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務及び介護保険法第三十二条第一項の要支援認定、同法第三十三条第二項の要支援更新認定又は同法第三十三条の二第一項の要支援状態区分の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ☐要介護認定の申請の受理 ☐要介護更新認定の変更の申請の受理／要支援更新認定の変更の申請の受理 ☐要介護状態区分の変更の申請の受理／要支援状態区分の変更の申請の受理 ☐申請に係る事実についての審査に関する事務 ☐申請に対する応答の事務 (5)介護保険法第三十七条第二項の介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ☐介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理 ☐申請に係る事実についての審査に関する事務 ☐申請に対する応答の事務 (6)介護保険法第五十条の居宅介護サービス費等の額の特例又は同法第六十条の介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ☐居宅介護サービス費等の額の特例の申請の受理 ☐介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理 ☐申請に係る事実についての審査に関する事務 ☐申請に対する応答の事務 (7)介護保険法に基づく保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 ☐保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 (8)介護保険法に基づく保険給付の支払の一時差し止めに関する事務 ☐保険給付の支払の一時差し止めに関する事務 (9)介護保険法に基づく保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 ☐保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 (10)介護保険法に基づく保険料の賦課及び徴収に関する事務 ☐保険料の賦課に関する事務／保険料の徴収に関する事務 (11)保険者事務共同処理事務
③対象人数	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	介護保険システム
----------	----------

②システムの機能	(1) 検索機能 個人番号により検索する機能。 (2) 表示機能 被保険者資格管理等に用いる画面に個人番号を表示する機能。 (3) 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会機能 ○情報提供ネットワークシステムを通じた照会により、各医療保険者及び各後期高齢者広域連合から、医療保険給付関係情報を取得し、表示する機能。 ○情報提供ネットワークシステムを通じた照会により、市町村長から、地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報を取得し、表示する機能。 ○情報提供ネットワークシステムを通じた照会により、厚生労働大臣若しくは日本年金機構等から、年金給付関係情報を取得し、表示する機能。 (4) 情報提供ネットワークシステム等を通じた情報提供機能 ○介護保険システムが抱えている住登外データを団体統合宛名管理システムへ送付する機能。 ○情報提供ネットワークシステムを通じた照会に対し、介護保険給付関係情報を提供する機能。 (5) 国保連合会への情報提供機能 被保険者の異動、要介護認定情報に関わる情報を受給者異動連絡票情報として抽出し、国保連合会へ送付する機能。 (6) セキュリティ機能 ○個人番号の参照を抑制する職員権限の強化機能。 ○アクセスログ取得機能等。								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[○] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[○] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[] その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[○] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[○] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 (	)
[] 情報提供ネットワークシステム	[○] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[○] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他 (	)								

システム2

①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	(1)宛名管理機能 既存業務システムから住登者データ／住登外データを受領し、番号連携サーバー内の統合宛名DBに反映を行う。 (2)統合宛名番号の付番機能 個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。 (3)符号要求機能 個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。 (4)情報提供機能 各業務で管理している番号法第19条第8号に基づく主務省令の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。 (5)情報照会機能 中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 （介護保険システム／中間サーバー）

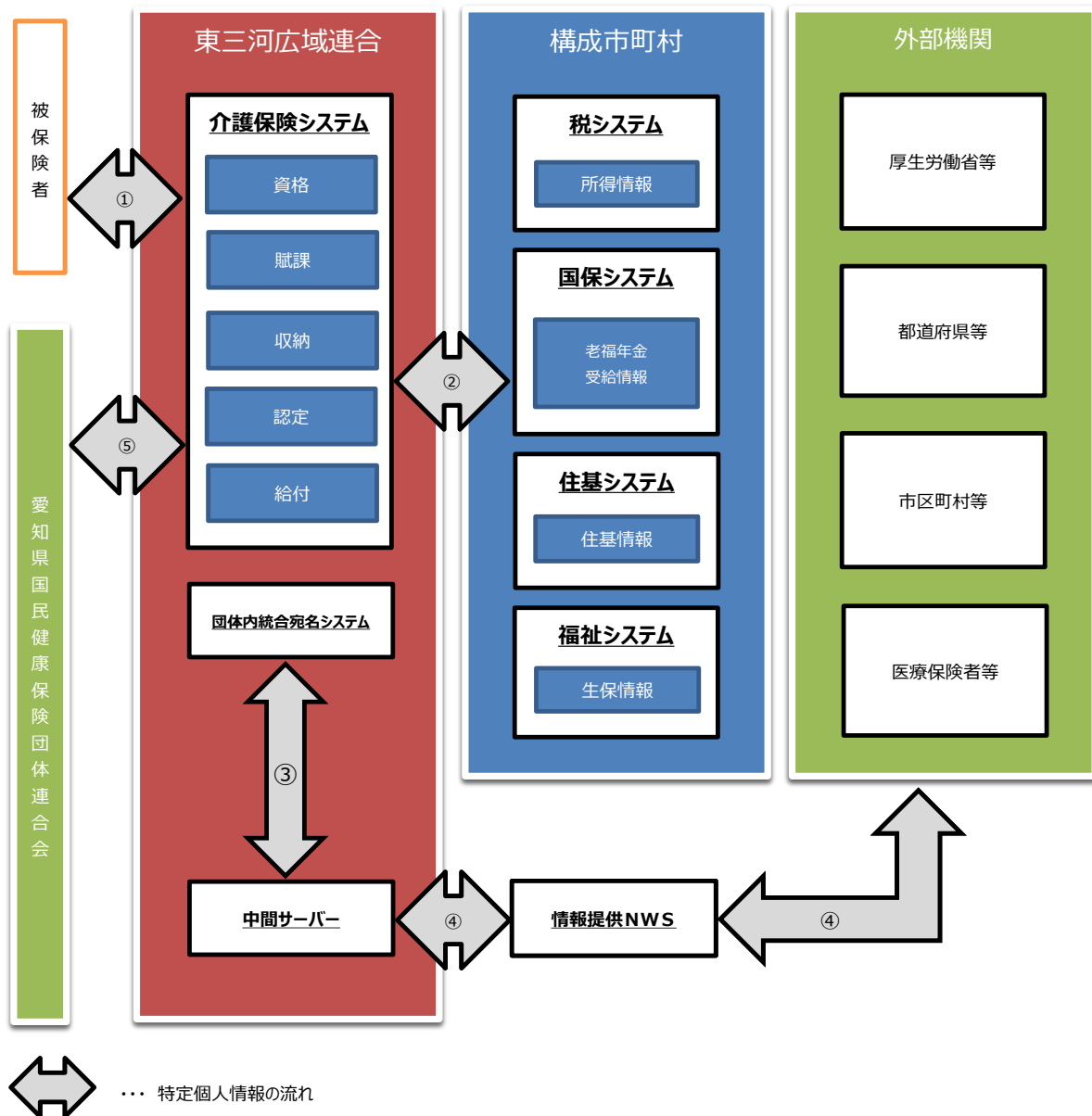
システム3

①システムの名称	中間サーバー
	(1) 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛番号」とを紐付け、その情報を保管／管理する機能。 (2) 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照

②システムの機能	会した情報の受領)を行う機能。	
	(3) 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。	
	(4) 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。	
	(5) 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。	
	(6) 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。	
	(7) データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。	
	(8) セキュリティ管理機能 セキュリティを管理するための機能。	
	(9) 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。	
	(10) システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。	
	③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム4		
①システムの名称	伝送通信ソフト	
②システムの機能	受給者情報異動／訂正連絡票を送信する機能	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()	
システム5		
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能	
②システムの機能	【住民向け機能】 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能。 【地方公共団体向け機能】 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能。	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()	

3. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	(1)資格関係情報 被保険者の資格情報を正確に取得する等により資格事務を適正に行うため、資格関係情報を利用する必要がある。 (2)賦課／収納関係情報 被保険者等の所得情報を正確に取得する等により賦課徴収事務を適正に行うため、賦課／収納関係情報を利用する必要がある。 (3)認定関係情報 他市町村からの転入者の場合、転入前の認定情報を継続させるため、転入前に居住していた市町村から当該転入者の受給資格証明書情報等を入手し、認定関係情報として記録し、利用する必要がある。 (4)給付関係情報 給付情報を正確に取得する等により給付事務を適正に行うため、給付関係情報を利用する必要がある。
②実現が期待されるメリット	住民基本台帳情報及び税情報で個人番号が管理されるようになるため、個人番号を用いて被保険者の資格情報や所得情報をより的確かつ効率的に把握し、介護保険料の公平・公正な賦課を行うことができる。また、他自治体等と介護保険情報等を連携することで被保険者が各種証明書の取得に要している手間や行政の手続きを簡略化でき、被保険者の利便性に繋がる。 (1)事務・手続の簡素化、添付書類の削減による負担軽減 所得証明書等や受給資格証明書等の添付を省略することができる。 (2)行政事務の効率化とより公平で正確な介護業務の実現 名寄せ／突合により、賦課徴収／認定給付の確認が効率化し、事務誤り等を防止することができる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	(1)番号法第9条第1項 別表100の項 (2)番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第50条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(1)情報照会 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131,132の項 (2)情報提供 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2,3,7,11,15,42,56,65,69,80,83,86,87,115,125,128,131,132,144,161の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	東三河広域連合福祉事業部介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



(備考)

【各情報連携の説明】

①個人番号を利用した業務は、被保険者より被保険者に関わる申請／介護保険給付に関わる申請が行われる(被保険者⇒本連合)。本連合より、被保険者証の交付／介護保険料の賦課徴収／介護保険給付等が行われる(本連合⇒被保険者)。

②税システム／国保システム／住基システム／福祉システム等と連携し、介護保険業務(資格管理／介護保険料賦課徴収／要介護(要支援)認定／介護保険給付)を行う。

③団体内統合宛名システムにおいて、介護保険システムから連携された個人に対し、本連合内で「団体内統合宛名番号」を付番。中間サーバーからの連携データについては、「団体内統合宛名番号」から介護保険システム内のキー項目に逆変換する。

④市区町村に対し、住民票／世帯員／税／受給資格証明書／住所地特例／生活保護等に関する情報の提供依頼を行い、介護保険業務(資格管理／介護保険料賦課徴収／要介護(要支援)認定／介護保険給付)に利用する。
都道府県等に対し、生活保護等に関する情報の提供依頼を行い、介護保険業務(資格管理／介護保険料賦課徴収／要介護(要支援)認定／介護保険給付)に利用する。
厚生労働省等に対し、老齢年金給付に関する情報の提供依頼を行い、介護保険業務(資格管理／介護保険料賦課徴収／要介護(要支援)認定／介護保険給付)に利用する。
医療保険者等に対し、医療保険資格／保険料滞納等に関する情報の提供依頼を行い、介護保険業務(資格管理／介護保険料賦課徴収／要介護(要支援)認定／介護保険給付)に利用する。

⑤愛知県国民健康保険団体連合会に対し、伝送通信ソフトを用いて受給者異動／訂正情報等の提供を行う(伝送時には伝送通信ソフトにて暗号化される)。また、愛知県国民健康保険団体連合会からは給付実績データ等の情報が提供され、主に介護保険給付業務で利用する。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	介護保険情報ファイルのうち、第1号被保険者及び第2号被保険者とその世帯員。 介護保険適用除外者及び住所地特例者。
その必要性	番号法第9条第1項 別表100の項の規定により、介護保険各種業務を実施するにあたり、被保険者等の特定個人情報を管理する必要がある。
④記録される項目	100項目以上 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	(1)個人番号／その他識別情報(内部番号) 個人を正確に特定し、適正かつ迅速な情報連携を確保するため。 (2)4情報／連絡先 各種証書及び通知書の発送／本人への連絡のため。 (3)その他住民票関係情報 保険料算定／給付費支給決定のための世帯状況把握／住所地特例者確認のための従前及び転出先住所を把握するため。 (4)地方税関係情報 保険料算定／給付費決定／負担限度額認定のため。 (5)医療保険関係情報 高額医療合算介護サービス費の支給決定のため。 (6)障害者福祉関係情報 介護保険被保険者の資格管理／介護保険料管理を行うため。 (7)生活保護・社会福祉関係情報 保険料算定／給付費決定／負担限度額認定のため。 (8)介護・高齢者福祉関係情報 介護保険被保険者の資格取得及び喪失等に係る届出の確認を行うため。 (9)年金関係情報 保険料算定／給付費決定／負担限度額認定／年金から介護保険料の特別徴収を行うため。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成30年4月1日
⑥事務担当部署	東三河広域連合福祉事業部介護保険課

委託の有無 ※		☐ 委託する ☐ 委託しない (2) 件	
委託事項1		介護保険システム運用保守業務	
①委託内容		アプリケーションに関する運用保守／障害対応／法改正等の対応	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体 ☐ 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	介護保険情報ファイルのうち、第1号被保険者及び第2号被保険者とその世帯員。介護保険適用除外者及び住所地特例者。	
	その妥当性	システムの運用保守業務、法制度改正に伴うシステム改修作業を行うために特定個人情報を管理する必要がある。	
③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満 ☐ 10人以上50人未満 ☐ 50人以上100人未満 ☐ 100人以上500人未満 ☐ 500人以上1,000人未満 ☐ 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☒ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		東三河広域連合情報公開条例に基づく公開請求により確認が可能。	
⑥委託先名		富士通Japan株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する ☐ 再委託しない	
	⑧再委託の承諾方法	再委託承諾申請を受領し、内容を精査した結果、再委託が適当であると判断した場合は委託先に対して承諾書を交付する。	
	⑨再委託事項	アプリケーションに関する運用保守／障害対応の一部業務	
委託事項2		保険者事務共同処理事務	
①委託内容		介護保険法第51条の2及び同法第61条の2に基づき支給する高額医療合算介護(予防)サービス費について、当広域連合は国保連合会に対して、個人番号を利用した被保険者向け勧奨通知作成及び支給額計算の事務を委託する。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの一部 ☐ 特定個人情報ファイルの全体 ☐ 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	介護保険法第51条の2に定める要介護被保険者及び同法第61条の2に定める居宅要支援被保険者(過去に該当していた者を含む)	
	その妥当性	当該委託業務において使用する、介護サービス事業所からの介護給付費等明細書について、受給者情報との突合によって受給資格の確認等を行うことになるが、請求が期限に間に合わなかった場合や返戻等による再提出の場合は、翌月以後にも事業者から請求書が提出される(月遅れ請求)ことがある。この月遅れ請求は、介護保険法第200条に基づき最長で2年間は請求書を提出することが可能なため、現在の受給権者のみでなく、過去に受給権者であった者についても取扱いを委託する特定個人情報の範囲とすることは妥当である。	
③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満 ☐ 10人以上50人未満 ☐ 50人以上100人未満 ☐ 100人以上500人未満 ☐ 500人以上1,000人未満 ☐ 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☒ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()	

⑤委託先名の確認方法		東三河広域連合情報公開条例に基づく公開請求により確認が可能。	
⑥委託先名		愛知県国民健康保険団体連合会	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無		☐ 提供を行っている (22) 件 ☐ 移転を行っている (3) 件 ☐ 行っていない	
提供先1		全国健康保険協会	
①法令上の根拠		番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2の項	
②提供先における用途		健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの。	
③提供する情報		介護保険給付等関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		介護保険被保険者	
⑥提供方法		☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙	
⑦時期・頻度		随時	
提供先2		健康保険組合	
①法令上の根拠		番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表3の項	
②提供先における用途		健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの。	
③提供する情報		介護保険給付等関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		介護保険被保険者	
⑥提供方法		☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙	
⑦時期・頻度		随時	
提供先3		全国健康保険協会	
①法令上の根拠		番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表7の項	
②提供先における用途		船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号。以下この条及び第九条において「平成十九年法律第三十号」という。)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの。	
③提供する情報		介護保険給付等関係情報	

④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()	
⑦時期・頻度	随時	
提供先4	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11の項	
②提供先における用途	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第十三条で定めるもの	
③提供する情報	介護保険給付等関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()	
⑦時期・頻度	随時	
提供先5	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表15の項	
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの。	
③提供する情報	介護保険給付等関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()	
⑦時期・頻度	随時	
提供先6	都道府県知事等	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項	
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの。	
③提供する情報	介護保険給付等関係情報	

④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者	
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 ()	[☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	随時	
提供先7	日本私立学校振興・共済事業団	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表56の項	
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって第五十八条で定めるもの。	
③提供する情報	介護保険給付等関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者	
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 ()	[☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	随時	
提供先8	国家公務員共済組合	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表65の項	
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの。	
③提供する情報	介護保険給付等関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者	
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 ()	[☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	随時	
提供先9	市町村長又は国民健康保険組合	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69の項	
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの。	
③提供する情報	介護保険給付等関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
提供先10	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表80の項
②提供先における用途	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって第八十二条で定めるもの。
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
提供先11	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表83の項
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの。
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
提供先12	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表86の項
②提供先における用途	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの。
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	介護保険被保険者

⑥提供方法	〔 〇 〕 情報提供ネットワークシステム		〔 〕 専用線	
	〔 〕 電子メール		〔 〕 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）	
	〔 〕 フラッシュメモリ		〔 〕 紙	
	〔 〕 その他 （		）	
⑦時期・頻度	随時			
提供先13	市町村長			
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表87の項			
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの。			
③提供する情報	介護保険給付等関係情報			
④提供する情報の対象となる本人の数	〔 10万人以上100万人未満 〕		＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者			
⑥提供方法	〔 〇 〕 情報提供ネットワークシステム		〔 〕 専用線	
	〔 〕 電子メール		〔 〕 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）	
	〔 〕 フラッシュメモリ		〔 〕 紙	
	〔 〕 その他 （		）	
⑦時期・頻度	随時			
提供先14	市町村長			
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表108の項			
②提供先における用途	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第百十条で定めるもの。			
③提供する情報	介護保険給付等関係情報			
④提供する情報の対象となる本人の数	〔 10万人以上100万人未満 〕		＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者			
⑥提供方法	〔 〇 〕 情報提供ネットワークシステム		〔 〕 専用線	
	〔 〕 電子メール		〔 〕 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）	
	〔 〕 フラッシュメモリ		〔 〕 紙	
	〔 〕 その他 （		）	
⑦時期・頻度	随時			
提供先15	後期高齢者医療広域連合			
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115の項			
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第百十七条で定めるもの。			
③提供する情報	介護保険給付等関係情報			
④提供する情報の対象となる本人の数	〔 10万人以上100万人未満 〕		＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者			
⑥提供方法	〔 〇 〕 情報提供ネットワークシステム		〔 〕 専用線	
	〔 〕 電子メール		〔 〕 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）	
	〔 〕 フラッシュメモリ		〔 〕 紙	
	〔 〕 その他 （		）	

⑦時期・頻度	随時
提供先16	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表125の項
②提供先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第二百七十七条で定めるもの。
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
提供先17	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表128の項
②提供先における用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第三百十条で定めるもの。
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
提供先18	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131の項
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって第三百三十三条で定めるもの。
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
提供先19	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表132の項

②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの。
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時
提供先20	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144の項
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの。
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時
移転先1	東三河広域連合構成市町村住民戸籍担当課
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条
②移転先における用途	住民票個別記載項目として介護保険情報を記載するため。
③移転する情報	介護保険資格情報／認定情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	日次
移転先2	東三河広域連合構成市町村障害福祉等担当課
①法令上の根拠	「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日付 府番第27号・総行住第14号・総税市第12号 内閣府大臣官房番号制度担当参事官・総務省自治行政局住民制度課長・自治税務局市町村税課長通知)
②移転先における用途	○生活保護法による保護の決定及び実施／就労自立給付金の支給／保護に要する費用の返還または徴収金の徴収に関する事務 ○中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務
③移転する情報	介護保険資格情報／認定情報／介護保険給付情報／介護保険料情報

④移転する情報の対象となる本人の数		☐ 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		介護保険被保険者	
⑥移転方法		☒ 庁内連携システム	☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度		随時	
移転先3		東三河広域連合構成市町村医療保険・保険年金・税等担当課	
①法令上の根拠		「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日付 府番第27号・総行住第14号・総税市第12号 内閣府大臣官房番号制度担当参事官・総務省自治行政局住民制度課長・自治税務局市町村税課長通知)	
②移転先における用途		○国民健康保険法による保険給付及び保険料の特別徴収に関する事務 ○後期高齢者医療に係る保険給付及び保険料の特別給付に関する事務 ○住民税の特別徴収に関する事務	
③移転する情報		介護保険資格情報／認定情報／介護保険給付情報／介護保険料情報	
④移転する情報の対象となる本人の数		☐ 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		介護保険被保険者	
⑥移転方法		☒ 庁内連携システム	☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度		随時	
6. 特定個人情報の保管・消去			
①保管場所 ※		入退室者を識別及び記録可能なセキュリティ設備により許可された者のみが入室でき、複数のセキュリティゲートの通過を要するサーバー室に設置したサーバー内に保管する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	
②保管期間	期間	☐ 定められていない	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	介護保険法及びその他法令では、データ保管期間については定められていない。介護保険給付減額の事務において、過去10年間の未納期間を対象としていること／介護保険法施行令第33条に介護保険料徴収の算定対象期間が最大10年前の属する年度とされていることから、過去10年間分の時効介護保険料データについて保管する必要がある。よって、最低10年以上のデータ保管を要する。	

③消去方法	＜本連合における措置＞ ○ディスク交換やハード更改等の際は、介護保険システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ○申請書等の紙媒体は、本連合で規定した文書保存期間満了後にシュレッダー等による処理を行う。 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ○団体内統合宛名システムに格納する個人情報、各業務システムの副本データであるため、消去は各業務システムの運用に準じて行うものとする。 ○ディスク交換やハード更改等の際は、団体内統合宛名システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
7. 備考	
—	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

◆介護保険

<宛名>

・宛名コード
・通称名カナ
・郵便番号
・住民日届出日
・非住民日異動事由
・入国目的
・転入前住所
・住民税情報
・口座情報
・国民健康保険情報

・個人番号
・通称名
・住所
・住民日異動日
・届出日
・在留期間
・転入前住所方書
・医療保険情報
・老人保健情報
・後期高齢者情報

・世帯コード
・生年月日
・住所方書
・異動日
・在留期間満了日
・転出先郵便番号
・老齢福祉年金情報
・生活保護情報

・氏名カナ
・性別
・住所コード
・異動事由
・外国人住民となった日
・転出先住所
・送付先情報
・特記事項情報

・氏名
・続柄
・住民区分
・国籍
・転入前郵便番号
・転出先住所方書
・連絡先情報
・送達記録情報

<資格>

・被保険者番号
・一号該当日
・境界層者情報

・資格異動日
・資格異動事由
・適用除外情報

・資格届出日
・被保険者区分
・負担割合情報

・資格取得日
・証発行情報

・資格喪失日
・施設入所情報

<認定>

・申請日
・申請者氏名
・調査実施場所
・調査委託事業者
・かかりつけ医
・診断命令書発行日
・審査予定日
・サービス種類変更有無
・認定有効開始日
・処分延期決定日
・訪問調査特記事項

・申請受理日
・申請者住所
・調査票回収予定日
・訪問調査員
・意見書作成医
・意見書作成日
・二次審査日
・認定取消日
・認定有効終了日
・処分延期通知書発行日
・主治医意見書情報

・申請区分
・申請者郵便番号
・調査委託日
・調査結果入手日
・意見書作成医
・意見書入手日
・審査会会場
・サービス種類限定有無
・要介護認定理由
・サービス種類限定情報
・審査会意見情報

・申請理由
・申請者電話番号
・訪問調査日
・調査票番号
・意見書作成依頼日
・一次判定日
・合議体番号
・認定有効月数
・認定通知書通知日
・サービス種類限定情報
・転入者管理情報
・生保2号被保険者情報

・申請者関係
・訪問調査希望日時
・訪問調査開始時刻
・かかりつけ医療機関
・意見書依頼書発行日
・一次判定結果
・二次審査要介護区分
・要介護認定日
・処分延期事由
・訪問調査情報

<居宅>

・申請受付日
・居宅介護支援事業者

・届出日
・申請代理人

・居宅有効開始日
・給付管理票情報

・居宅有効終了日

・居宅サービス届出番号

<国保連>

・受給者異動情報
・給付実績情報

・共同処理用受給者異動情報
・給付実績明細情報
・過誤申立情報

・再審査申立情報

<償還>

・サービス提供年月
・申請者との関係
・申請者電話番号
・利用者負担額
・特定診療費情報
・事前相談情報

・申請書番号
・申請者事業者番号
・支払方法
・審査年月
・食事費用情報

・申請給付種類
・申請者氏名
・支払口座
・支給決定日
・福祉用具購入費情報
・住宅改修費情報

・申請日
・申請者郵便番号
・通知書送付先
・支払金額
・福祉用具購入費情報
・住宅改修費情報

・受付日
・申請者住所
・保険請求額
・緊急時施設療養情報
・居宅サービス計画費情報

<高額>

・サービス提供年月
・申請者郵便番号
・通知書送付先
・高額支給額
・老福の有無

・申請日
・申請者住所
・サービス費用額
・勤奨通知書作成日

・申請者との関係
・申請者電話番号
・利用者負担額
・算定基準日

・申請者事業者
・支払方法
・算定基準額
・算定世帯コード

・申請者氏名
・支払口座
・支払済額
・所得区分

<減免>

・減額申請日
・申請者電話番号
・減額終了日
・特定標準負担額減額情報

・申請者との関係
・減額認定日
・減額結果通知書作成日
・訪問介護負担額減額情報

・申請者氏名
・減額結果通知書送付先
・減額
・旧措置者減免情報
・特定入所者介護サービス情報

・申請者住所
・減額開始日
・社会福祉法人減免情報

<制限>

・一時差止対象者情報
・一時差止対象者情報
・控除適用情報
・支払方法変更情報

<合算>

・高額合算申請情報
・高額合算支給決定情報
・高額合算自己負担額確認情報

<事業>

・総合事業対象者情報

<賦課>

・賦課年度
・所得段階

・徴収方法
・保険料額

・賦課期日
・減免情報

・賦課更正事由
・特徴年金情報

・賦課更正日
・特徴年金情報(介護)

<調定>

・賦課年度
・納期限

・調定年度

・徴収方法

・期別

・期別保険料額

<収納>

・賦課年度
・保険料収納金額
・消込日
・分納情報

・調定年度
・延滞金額
・過誤納情報

・徴収方法
・督促手数料額
・還付充当情報

・期別
・収納日
・督促催告情報

・収納種別
・領収日
・滞納情報

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<本連合における措置> ○届出内容／本人確認（身分証明等）の確認を適正に行い、不必要な情報を入手しないよう努める。 ○申請書は1人1様式とし、併せて記載例等を示すことで対象者以外の情報が誤って記載されないよう努める。 ○個人番号が含まれるファイルに対し、目的を超えた入手が行われていないかなどを確認するため、アクセスログを取得し、定期的に点検することを可能とする。 <オンライン申請> マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<本連合における措置> ○申請書等は、必要な情報以外を記載することが無いような様式とする。 ○不必要な書類は受領しない。また、提出された場合は直ちに返還する。 ○対象者が多数表示される一覧系画面／帳票は個人番号を非表示設定し、不必要な閲覧を防止する。 ○個人番号を必要としない他システムへ情報連携するファイルについては、個人番号を含まない形式とする。 <オンライン申請> 住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<本連合における措置> ○届出者／申請者は介護保険法第12条、第27条及び第32条の規定に基づき被保険者、代理人並びに代行申請者（要介護／要支援認定申請に係るものに限る）のみとし、届出者／申請者の本人確認及び委任状等の確認を行う。 ○各種申請を行う際、窓口等にて入手目的を説明したうえで申請書等の提出を受領する。 <オンライン申請> ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<本連合における措置> ○個人番号カードの提示又は官公庁発行の身分証明書となるもの（運転免許証／介護保険被保険者証等）の提示を受ける。 ○申請書等の内容と介護保険システムの宛名情報を突合確認する。 <オンライン申請> ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証（有効性確認、改ざん検知等）を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。
個人番号の真正性確認の措置の内容	<本連合における措置> 個人番号カード又は通知カードの提示を受け、個人番号の真正性について確認する。また、必要に応じてシステムによる確認を行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<本連合における措置> 対象者情報をオンライン入力する場合は、申請書とオンライン入力内容を確認し、入力誤りがないことを確認する。また、必要に応じて担当者による二重チェックや複数職員による確認等を行う。 <オンライン申請> ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。

その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4： 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	<本連合における措置> ○特定個人情報情報が記載される申請書等については、施錠可能な書庫及び保管庫等で施錠管理を行う。 ○窓口配置する端末については照会画面(特定個人情報)を長時間表示しない。併せて、操作画面が来客者に見えないような端末配置とする。 ○受付時の個人情報情報が記載されたメモは、対応後にシュレッダー等の適正な方法で処理する。 <オンライン申請> ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN 回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			
3. 特定個人情報の使用			
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスク			
宛名システム等における措置の内容	個人番号利用業務以外または個人番号を必要としない業務に対しては、個人番号を含まない情報を提供する制御を行う。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	ユーザーアカウント毎にアクセス権限を設定し、担当業務に必要な情報にのみアクセス可能とする。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	○介護保険システムの利用を要する職員／派遣者／委託先の特定、また、個人番号照会を可能とする対象者／不可とする対象者を特定する。なお、個人ごとユーザーIDを付与するとともに、ID／パスワードによる認証を行う。 ○ユーザーIDについては、正確性を維持する仕組みを構築し、適宜更新する。		
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	本連合介護保険システムへのユーザーIDごとのアクセス権限については、電算担当職員が管理を行い、登録／変更／削除を行う。担当職員以外の職員については、アクセス権限の登録／変更／削除を行うためのアクセス権限は付与されない。		
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	システムにおけるアクセス権限を設定する権限を限定している。		
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み／不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意する。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	○介護保険システムへのユーザーIDごとのアクセス権限については、電算担当職員が管理を行い、登録／変更の際は電算担当職員または委託業者が設定変更を行う。 ○ユーザーIDやアクセス権限については、電算担当職員が定期的に確認を実施する。 ○随時、不要となったIDや権限を変更／削除する。 ○介護保険システムの操作(異動権限を有する)者が、退職／他部局等へ異動する場合は、異動日をもって介護保険システムの利用ができないよう、利用権限を変更／確認する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	(1)職員の情報管理 介護保険システムの運用に関わる職員を対象に、情報セキュリティの実施手順及び実施にかかる知識／技術についての研修を実施する。 (2)委託業者の情報管理 委託先に対しては、契約書にてデータの無断使用及び第三者への提供の禁止／複写及び複製を禁止する。また、委託業者において、従業者に対する情報セキュリティ研修等を実施していることを確認する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	○個人情報の管理的／物理的／技術的な保護措置について確認を行う。 ○選定要件に、一般財団法人日本情報経済社会推進協会認定のプライバシーマーク／ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)等の認証を取得していることを義務付ける。 ○契約内容に、秘密保持に関する項目を含め、誓約書の提出を求める。 ○必要に応じた実施調査等を可能とする旨を個人情報特記事項において定める。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	○作業実施体制(作業者名簿等)の提出を要求するものとする。 ○アクセス権限の付与については、必要最低限の従事者に対して行うものとする。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	○従業者個人ごとにIDを付与し、アクセスログによる記録を残す。 ○必要に応じた実施調査等を可能とする旨を個人情報特記事項において定める。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	原則、委託先から第三者への特定個人情報の提供は認めない。ただし、特別な理由等で再委託を認める場合は、書面により本連合の承認を受けることとし、委託先と同様の取扱いを遵守させ、委託先はその遵守を監督すること。ルール遵守の確認は委託契約書／必要に応じた現地調査等によって確認を行う。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	東三河広域連合個人情報保護条例に則り、個人の権利利益を侵害することなく適正に取り扱うよう委託契約書において特記事項として定める。 (規定内容) ○契約終了又は解除後も秘密保持を徹底すること。 ○従事者に対して東三河広域連合個人情報保護条例で定める罰則の教示を行うこと。 ○個人情報の収集制限／複写及び複製の禁止／適正な管理を実施すること。 ○目的外使用／第三者への提供の禁止／個人情報の返還と廃棄に関すること。 ○事故発生時の報告に関すること。 ○契約違反による損害賠償に関すること。 ○本連合が必要と認めた際の現地調査等に関すること。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	契約書において、業務委託の終了後、本連合の指示に従い委託業者の責任及び負担にて個人情報を返還／破棄／廃棄／消去しなければならない旨を定める。また、処理方法及び完了日等を書面にて報告させ、必要があると認めた場合は現地調査等を実施する。	

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		☐ 定めている ☐ <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容		東三河広域連合個人情報保護条例に則り、個人の権利利益を侵害することなく適正に取り扱うよう委託契約書において特記事項として定める。 (規定内容) ○契約終了又は解除後も秘密保持を徹底すること。 ○従事者に対して東三河広域連合個人情報保護条例で定める罰則の教示を行うこと。 ○個人情報の収集制限／複写及び複製の禁止／適正な管理を実施すること。 ○目的外使用／第三者への提供の禁止／個人情報の返還と廃棄に関すること。 ○事故発生時の報告に関すること。 ○契約違反による損害賠償に関すること。 ○本連合が必要と認めた際の現地調査等に関すること。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法		原則、再委託は禁止としている。ただし、特別な理由等で再委託を認める場合は書面により本連合の承認を受けることとし、委託先と同様の取扱いを遵守させる。	
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か		☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） ☐ 提供・移転しない			
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録		☐ 記録を残している ☐ <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法		○提供及び移転する特定個人情報ファイルについては、提供データ作成時、監査証跡（ログ）に作成日時／提供日時等の実行処理結果が記録される仕組みを構築する。 ○提供及び移転の記録は7年分保存する。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール		☐ 定めている ☐ <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルール内容及びルール遵守の確認方法		同一機関内における特定個人情報の移転の際は、提供先の各担当課より原則的に依頼票を提出してもらうこととしており、依頼票の内容を検査した上で必要な情報のみを提供することとする。	
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か		☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容		○特定個人情報の提供／移転について、番号法等関係法令で定められた事項についてのみ行う。 ○個人番号利用業務以外または個人番号を必要としない業務に対しては、個人番号を含まない情報を提供する制御を行う。 ○必要に応じてシステム連携ログを確認することで適正に提供／移転が行われていることを確認する。	
リスクへの対策は十分か		☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容		○システム経由での提供／移転に関しては、連携システムでの十分な検証を実施し、正確に提供／移転が行われるようにする。 ○連携システムには、あらかじめ許可された提供先／移転先のみ接続されており、誤った相手に情報の提供／移転が行われないようにする。	
リスクへの対策は十分か		☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ 団体内統合宛名システムの職員認証／権限管理機能により、職員の操作ログ／時刻等の内容が記録されるため、不適切な端末操作や情報入手を抑止する。 ＜団体内統合宛名システムの運用における措置＞ 団体内統合宛名システムの職員権限を、人事異動／権限変更が生じた際には早急に反映することで、権限のない職員の情報入手を防止する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜団体内統合宛名システムのソフトウェアにおける措置＞ 団体内統合宛名システムは、自機関向けの中間サーバーとだけ通信及び特定個人情報の入手のみを実施できるよう設計する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク4： 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5： 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<本連合における措置> 介護保険システムと情報提供ネットワークシステムとは定められたネットワークを利用し、外部からの不正アクセスができない仕組みを構築する(インターネットから切り離された管理)。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<本連合における措置> 介護保険システムと情報提供ネットワークシステムとは定められたネットワークを利用し、外部からの不正アクセスができない仕組みを構築する(インターネットから切り離された管理)。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照会リストを管理する機能。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<本連合における措置> ○連携システムの十分な検証を実施し、正確に提供／移転が行われるようにする。 ○連携システムには、あらかじめ許可された提供先／移転先のみ接続されており、誤った相手に情報の提供／移転が行われないような仕組みを構築する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<本連合における措置> ○サーバー設置場所は、警備システム／監視カメラ／ICカード入退室管理／入退室管理体制が整備されており、入退室者の特定及び管理が可能である。 ○サーバー設置場所／端末設置場所／記録媒体保管場所を施錠管理している。 ○サーバー設置場所への持込を制限している(記憶媒体等の不正所持防止のためのチェック体制が整備されている)。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

	具体的な対策の内容 ＜本連合における措置＞ ○ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新をする。 ○不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入する。 ＜中間サーバー・プラットフォームの措置＞ ○中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ○中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ○導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」(令和6年7月 デジタル庁。以下「利用説明書」という。))に規定する「ASPをいう。以下同じ。))又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用説明書に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
⑦バックアップ	[十分にしている] ＜選択肢＞ 1) 十分にしている 2) 十分にしている 3) 十分にしている
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている] ＜選択肢＞ 1) 十分にしている 2) 十分にしている 3) 十分にしている
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—
再発防止策の内容	—
⑩死者の個人番号	[保管している] ＜選択肢＞ 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 十分にしている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	○本連合域内市町村に住所を有する者であれば、住民基本台帳事務において最新情報に更新された際に、介護保険システムにも最新の特定個人情報が反映される仕組みを構築する。 ○本連合域内市町村に住所を有しないもの場合は、本人からの届出がされた後、速やかに情報の更新を行い、最新の状態を保つ。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 十分にしている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] ＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	保管期間を過ぎたデータについては、本連合の判断において適宜削除を行う。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスに従って確実にデータを消去する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 十分にしている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的なチェック方法		<本連合における措置> 定期的(年1回以上)に評価書記載内容に基づく運用がなされていることを所属内にて自己点検を実施し、運用状況を確認する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
②監査	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な内容		<本連合における措置> ○内部監査 年1回、組織内の監査担当により、以下について自己監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 1. 評価書記載事項と運用実態のチェック 2. 個人情報保護に関する規定、体制整備 3. 個人情報保護に関する人的安全管理措置 4. 職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知 <中間サーバー・プラットフォームの措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な方法		<本連合における措置> ○職員に情報セキュリティ／個人情報保護に関する教育及び研修を実施する。 ○他団体等で発生した情報セキュリティ事故の内容について情報共有し、個人情報保護に関する職員の意識向上を図る。 ○職員は、本連合情報セキュリティポリシーに基づき実施している情報セキュリティ研修に定期的に出席し、個人情報保護に関する意識を高め、個人情報の適切な取り扱いを行う。 <中間サーバー・プラットフォームの措置> ○中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ○中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
3. その他のリスク対策		
<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号 440-0806 愛知県豊橋市八町通2丁目16番地(豊橋職員会館内) 東三河広域連合総務部総務課 電話番号:0532-35-6000/FAX:0532-56-1555
②請求方法	東三河広域連合個人情報保護条例における開示／訂正／利用停止請求の各手続きに即した書類及び本人確認書類等の提出。
特記事項	—
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	個人情報取扱事務登録簿(介護保険に関する事務)
公表場所	東三河広域連合総務部総務課
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号 440-0806 愛知県豊橋市八町通2丁目16番地(豊橋職員会館内) 東三河広域連合福祉事業部介護保険課 電話番号:0532-26-8460/FAX:0532-26-8475
②対応方法	問合せ受付時に受付票を起票し、対応内容について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年10月30日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	東三河広域連合ホームページを活用したパブリックコメントによる意見聴取
②実施日・期間	令和6年8月21日～令和6年9月20日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	意見なし
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和6年10月10日
②方法	東三河広域連合個人情報保護委員会による点検
③結果	実施機関においては、委託業者及び再委託業者について特定個人情報等の適切な安全管理措置を徹底させること、また、構成市町村の職員が共通の特定個人情報等を共有する東三河広域連合特有の状況に鑑み、職員への研修を適切に実施するなど、特定個人情報等の取扱いが厳重に行われるよう引き続き努められたい。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月2日	I 基本情報 7.評価実施機関における担当部署 ①部署	東三河広域連合福祉事業部介護保険準備室	東三河広域連合福祉事業部介護保険課	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第11条、特定個人情報保護評価指針第6条2項(2)により、重要な変更にはあらず、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成30年4月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ⑤保有開始日	平成30年4月(予定)	平成30年4月1日	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第11条、特定個人情報保護評価指針第6条2項(2)により、重要な変更にはあらず、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成30年4月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ⑥事務担当部署	東三河広域連合福祉事業部介護保険準備室	東三河広域連合福祉事業部介護保険課	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第11条、特定個人情報保護評価指針第6条2項(2)により、重要な変更にはあらず、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成30年4月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	資格管理業務／介護保険料賦課徴収業務／要介護認定業務／介護保険給付業務等を実施すること。	資格管理業務／介護保険料賦課徴収業務／要介護認定業務／介護保険給付業務等を実施するため。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第11条、特定個人情報保護評価指針第6条2項(2)により、重要な変更にはあらず、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成30年4月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 ※使用部署	東三河広域連合福祉事業部介護保険準備室／東三河広域連合構成市町村介護保険担当課	東三河広域連合福祉事業部介護保険課／東三河広域連合構成市町村窓口	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第11条、特定個人情報保護評価指針第6条2項(2)により、重要な変更にはあらず、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成30年4月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用者数	50人以上100人未満	100人以上500人未満	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第11条、特定個人情報保護評価指針第6条2項(2)により、重要な変更にはあらず、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成30年4月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	介護保険法第51条の2及び同法第61条の2に基づき支給する高額医療合算介護(予防)サービス費について、当市は国保連合会に対して、個人番号を利用した被保険者向け勧奨通知作成及び支給額計算の事務を委託する。	介護保険法第51条の2及び同法第61条の2に基づき支給する高額医療合算介護(予防)サービス費について、当広域連合は国保連合会に対して、個人番号を利用した被保険者向け勧奨通知作成及び支給額計算の事務を委託する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第11条、特定個人情報保護評価指針第6条2項(2)により、重要な変更にはあらず、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成30年4月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先21 ⑥提供方法	[]専用線	[○]専用線	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第11条、特定個人情報保護評価指針第6条2項(2)により、重要な変更にはあらず、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成30年4月2日	V 開示請求、問合せ 2.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	郵便番号 440-8501 愛知県豊橋市今福町1番地(豊橋市役所内) 東三河広域連合福祉事業部介護保険準備室 電話番号: 0532-26-8460	郵便番号 440-0806 愛知県豊橋市八町通2丁目16番地(豊橋職員会館内) 東三河広域連合福祉事業部介護保険課 電話番号: 0532-26-8469 / FAX: 0532-26-8475	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第11条、特定個人情報保護評価指針第6条2項(2)により、重要な変更にはあらず、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和4年2月28日	I 基本情報 7.評価実施期間における担当部署	②所属長 加藤 充洋	②所属長の役職 介護保険課長	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第11条、特定個人情報保護評価指針第6条2項(2)により、重要な変更にはあらず、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和4年2月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ④記録される項目 その妥当性	(1)個人番号／その他識別情報(内部番号) 個人を正確に特定し、適正かつ迅速な情報連携を確保するため。 (2)4情報／連絡先 各種証書及び通知書の発送／本人への連絡のため。 (3)その他住民票関係情報 保険料算定／給付費支給決定のための世帯状況把握／住所地特例者確認のための従前及び転出先住所を把握するため。 (4)医療保険関係情報 高額医療合算介護サービス費の支給決定のため。 (5)障害者福祉関係情報 介護保険被保険者の資格管理／介護保険料管理を行うため。 (6)生活保護・社会福祉関係情報 保険料算定／給付費決定／負担限度額認定／年金から介護保険料の特別徴収を行うため。 (7)介護・高齢者福祉関係情報 介護保険被保険者の資格取得及び喪失等に係る届出の確認を行うため。 (8)年金関係情報 保険料算定／給付費決定／負担限度額認定／年金から介護保険料の特別徴収を行うため。	(1)個人番号／その他識別情報(内部番号) 個人を正確に特定し、適正かつ迅速な情報連携を確保するため。 (2)4情報／連絡先 各種証書及び通知書の発送／本人への連絡のため。 (3)その他住民票関係情報 保険料算定／給付費支給決定のための世帯状況把握／住所地特例者確認のための従前及び転出先住所を把握するため。 (4)地方税関係情報 保険料算定／給付費決定／負担限度額認定のため。 (5)医療保険関係情報 高額医療合算介護サービス費の支給決定のため。 (6)障害者福祉関係情報 介護保険被保険者の資格管理／介護保険料管理を行うため。 (7)生活保護・社会福祉関係情報 保険料算定／給付費決定／負担限度額認定のため。 (8)介護・高齢者福祉関係情報 介護保険被保険者の資格取得及び喪失等に係る届出の確認を行うため。 (9)年金関係情報 保険料算定／給付費決定／負担限度額認定／年金から介護保険料の特別徴収を行うため。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第11条、特定個人情報保護評価指針第6条2項(2)により、重要な変更にはあらず、事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑥委託先名	富士通株式会社	富士通Japan株式会社	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第11条、特定個人情報保護評価指針第6条2項(2)により、重要な変更にはあらず、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和4年2月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先21 ⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム	[]情報提供ネットワークシステム	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第11条、特定個人情報保護評価指針第6条2項(2)により、重要な変更にはあらず、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和4年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第11条、特定個人情報保護評価指針第6条2項(2)により、重要な変更にはあらず、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和4年2月28日	V 開示請求、問合せ 1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表	介護保険情報ファイル	個人情報取扱事務登録簿(介護保険に関する事務)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第11条、特定個人情報保護評価指針第6条2項(2)により、重要な変更にはあらず、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和5年3月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ①システムの名称		サービス検索・電子申請機能	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第11条、特定個人情報保護評価指針第6条2項(2)により、重要な変更にはあらず、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和5年3月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ①システムの機能		【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能。 【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第11条、特定個人情報保護評価指針第6条2項(2)により、重要な変更にはあらず、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和5年3月15日	I 基本情報 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[]その他	[○]その他(サービス検索・電子申請機能)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第11条、特定個人情報保護評価指針第6条2項(2)により、重要な変更にはあらず、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和5年3月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(銃砲提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1:目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	＜本連合における措置＞ ○届出内容／本人確認(身分証明等)の確認を適正に行い、不必要な情報を入手しないよう努める。 ○申請書は1人1様式とし、併せて記載例等を示すことで対象者以外の情報が誤って記載されないよう努める。 ○個人番号が含まれるファイルに対し、目的を超えた入手が行われていないかなどを確認するため、アクセスログを取得し、定期的に点検することを可能とする。	＜本連合における措置＞ ○届出内容／本人確認(身分証明等)の確認を適正に行い、不必要な情報を入手しないよう努める。 ○申請書は1人1様式とし、併せて記載例等を示すことで対象者以外の情報が誤って記載されないよう努める。 ○個人番号が含まれるファイルに対し、目的を超えた入手が行われていないかなどを確認するため、アクセスログを取得し、定期的に点検することを可能とする。 ＜オンライン申請＞ マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第11条、特定個人情報保護評価指針第6条2項(2)により、重要な変更にはあらず、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和5年3月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(銃砲提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1:目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	＜本連合における措置＞ ○申請書等は、必要な情報以外を記載することが無いような様式とする。 ○不必要な書類は受領しない。また、提出された場合は直ちに返還する。 ○対象者が多数表示される一覧系画面／帳票は個人番号を非表示設定し、不必要な閲覧を防止する。 ○個人番号を必要としない他システムへ情報連携するファイルについては、個人番号を含まない形式とする。	＜本連合における措置＞ ○申請書等は、必要な情報以外を記載することが無いような様式とする。 ○不必要な書類は受領しない。また、提出された場合は直ちに返還する。 ○対象者が多数表示される一覧系画面／帳票は個人番号を非表示設定し、不必要な閲覧を防止する。 ○個人番号を必要としない他システムへ情報連携するファイルについては、個人番号を含まない形式とする。 ＜オンライン申請＞ 住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止す	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第11条、特定個人情報保護評価指針第6条2項(2)により、重要な変更にはあらず、事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（銃砲提供ネットワークシステムを通じて入手を除く。） リスク2:不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	＜本連合における措置＞ ○届出者／申請者は介護保険法第12条、第27条及び第32条の規定に基づき被保険者、代理人並びに代行申請者（要介護／要支援認定申請に係るものに限る）のみとし、届出者／申請者の本人確認及び委任状等の確認を行う。 ○各種申請を行う際、窓口等にて入手目的を説明したうえで申請書等の提出を受領する。	＜本連合における措置＞ ○届出者／申請者は介護保険法第12条、第27条及び第32条の規定に基づき被保険者、代理人並びに代行申請者（要介護／要支援認定申請に係るものに限る）のみとし、届出者／申請者の本人確認及び委任状等の確認を行う。 ○各種申請を行う際、窓口等にて入手目的を説明したうえで申請書等の提出を受領する。 ＜オンライン申請＞ ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続きを探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第11条、特定個人情報保護評価指針第6条2項(2)により、重要な変更にはあらず、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和5年3月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（銃砲提供ネットワークシステムを通じて入手を除く。） リスク3:入手した特定個人情報 が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	＜本連合における措置＞ ○個人番号カードの提示又は官公庁発行の身分証明書となるもの（運転免許証／介護保険被保険者証等）の提示を受ける。 ○申請書等の内容と介護保険システムの宛名情報を突合確認する。	＜本連合における措置＞ ○個人番号カードの提示又は官公庁発行の身分証明書となるもの（運転免許証／介護保険被保険者証等）の提示を受ける。 ○申請書等の内容と介護保険システムの宛名情報を突合確認する。 ＜オンライン申請＞ ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証（有効性確認、改ざん検知等）を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第11条、特定個人情報保護評価指針第6条2項(2)により、重要な変更にはあらず、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和5年3月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（銃砲提供ネットワークシステムを通じて入手を除く。） リスク3:入手した特定個人情報 が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	＜本連合における措置＞ 対象者情報をオンライン入力する場合は、申請書とオンライン入力内容を確認し、入力誤りがないことを確認する。また、必要に応じて担当者による二重チェックや複数職員による確認等を行う。	＜本連合における措置＞ 対象者情報をオンライン入力する場合は、申請書とオンライン入力内容を確認し、入力誤りがないことを確認する。また、必要に応じて担当者による二重チェックや複数職員による確認等を行う。 ＜オンライン申請＞ ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第11条、特定個人情報保護評価指針第6条2項(2)により、重要な変更にはあらず、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和5年3月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（銃砲提供ネットワークシステムを通じて入手を除く。） リスク4:入手した特定個人情報 が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	＜本連合における措置＞ ○特定個人情報記載される申請書等については、施錠可能な書庫及び保管庫等で施錠管理を行う。 ○窓口配置する端末については照会画面（特定個人情報）を長時間表示しない。併せて、操作画面が来客者に見えないような端末配置とする。 ○受付時の個人情報が記載されたメモは、対応後にシュレッダー等の適正な方法で処理する。 ○受付時の個人情報が記載されたメモは、対応後にシュレッダー等の適正な方法で処理する。	＜本連合における措置＞ ○特定個人情報記載される申請書等については、施錠可能な書庫及び保管庫等で施錠管理を行う。 ○窓口配置する端末については照会画面（特定個人情報）を長時間表示しない。併せて、操作画面が来客者に見えないような端末配置とする。 ○受付時の個人情報が記載されたメモは、対応後にシュレッダー等の適正な方法で処理する。 ＜オンライン申請＞ ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN 回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第11条、特定個人情報保護評価指針第6条2項(2)により、重要な変更にはあらず、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和6年10月30日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 団体統合宛名システム ②システムの機能 (4) 情報提供機能	別表2	番号法第19条第8号に基づく主務省令	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第11条、特定個人情報保護評価指針第6条2項(2)により、重要な変更にはあらず、事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月30日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	介護保険法及びその他関係法令等に基づき、以下の事務を実施する。 番号法別表第一省令項番68の規定に基づき、以下の事務において個人番号を取り扱う。 (1)介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)による被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務	介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)及びその他関係法令等に基づき、以下の事務を実施する。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表100の項の規定に基づき、以下の事務において個人番号を取り扱う。 (1)介護保険法による被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第11条、特定個人情報保護評価指針第6条2項(2)により、重要な変更にはあたらず、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和6年10月30日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	(1)番号法 番号法第9条第1項 別表第一省令 68項 (2)番号法 別表第一省令 主務省令で定める事務を定める命令 第50条	(1)番号法第9条第1項 別表100の項 (2)番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第50条	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第11条、特定個人情報保護評価指針第6条2項(3)により、重要な変更にはあたらず、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和6年10月30日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(1)情報照会 番号法別表第二省令 93.94 (2)情報提供 番号法別表第二省令 1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,93,94,95,117	(1)情報照会 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131,132の項 (2)情報提供 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2,3,7,11,15,42,56,65,69,80,83,86,87,115,125,128,131,132,144,161の項	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第11条、特定個人情報保護評価指針第6条2項(4)により、重要な変更にはあたらず、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和6年10月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	番号法(別表第一省令項番68)の規定により、介護保険各種業務を実施するにあたり、被保険者等の特定個人情報を管理する必要がある。	番号法第9条第1項 別表100の項の規定により、介護保険各種業務を実施するにあたり、被保険者等の特定個人情報を管理する必要がある。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第11条、特定個人情報保護評価指針第6条2項(5)により、重要な変更にはあたらず、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和6年10月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	(2)情報提供ネットワークを通じた入手を行うことは、番号法第9条第2項／第14条第2項／別表第二省令93項及び94項に明示されているが、窓口対応する場合は口頭にて本人に説明を行う。	(2)情報提供ネットワークを通じた入手を行うことは、番号法第9条第2項／第14条第2項／番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131,132の項に明示されているが、窓口対応する場合は口頭にて本人に説明を行う。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第11条、特定個人情報保護評価指針第6条2項(6)により、重要な変更にはあたらず、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和6年10月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	アプリケーションに関する運用保守／障害対応	アプリケーションに関する運用保守／障害対応／法改正等の対応	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第11条、特定個人情報保護評価指針第6条2項(7)により、重要な変更にはあたらず、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和6年10月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性		システムの運用保守業務、法制度改正に伴うシステム改修作業を行うために特定個人情報を管理する必要がある。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第11条、特定個人情報保護評価指針第6条2項(7)により、重要な変更にはあたらず、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和6年10月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先 1～20 添付資料 提出先 21、22		「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号」に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」に沿った内容に修正。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第11条、特定個人情報保護評価指針第6条2項(8)により、重要な変更にはあたらず、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和6年10月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所		＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	システムをガバメントクラウドへ移行するにあたり、事前に提出。
令和6年10月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法		＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第11条、特定個人情報保護評価指針第6条2項(8)により、重要な変更にはあたらず、事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク1.特定個人情報の漏えい・滅失・既存リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容		<ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	システムをガバメントクラウドへ移行するにあたり、事前に提出。
令和6年10月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク1.特定個人情報の漏えい・滅失・既存リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容		<ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」(令和6年7月 デジタル庁。以下「利用説明書」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用説明書に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	システムをガバメントクラウドへ移行するにあたり、事前に提出。
令和6年10月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク3.特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク 消去手順 手順の内容		<ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスに従って確実にデータを消去する。	事前	システムをガバメントクラウドへ移行するにあたり、事前に提出。
令和6年10月30日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容		<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	システムをガバメントクラウドへ移行するにあたり、事前に提出。
令和6年10月30日	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	○所属内の新任職員向けに情報セキュリティ／個人情報保護に関する教育及び研修を実施する。	○職員に情報セキュリティ／個人情報保護に関する教育及び研修を実施する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第11条、特定個人情報保護評価指針第6条2項(10)により、重要な変更にはあらず、事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月30日	IVその他のリスク対策 3. その他のリスク対策		＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	システムをガバメントクラウドへ移行するにあたり、事前に提出。
令和6年10月30日	V 開示請求、問合せ 2.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	電話番号：0532-26-8469	電話番号：0532-26-8460	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第11条、特定個人情報保護評価指針第6条2項(10)により、重要な変更にはあらず、事前の提出・公表が義務付けられていない。